

千葉県警察の庁舎管理に関する訓令

平成21年5月29日
本部訓令第14号

千葉県警察の庁舎管理に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察の庁舎管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察の庁舎管理について、千葉県庁舎管理規則（昭和38年千葉県規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 庁舎管理者 県本部にあつては本部長、署にあつては署長をいう。

(2) 室管理者

ア 県本部にあつては入庁している課の長をいう。

なお、2以上の課が共同で使用する庁舎にあつては、当該庁舎を使用する課の長のうちから総務部会計課長が指定する者を充てる。

イ 署にあつては各課長、幹部交番にあつては幹部交番所長、交番、駐在所及び察官連絡所にあつては署の地域課長をいう。(以下「署室管理者」という。)

(3) 防火責任者 課及び署にあつては次長を、幹部交番にあつては幹部交番長をいう。ただし、課の分室、署の各室、交番並びに課及び署の附属施設等については、所属長が別に指定する者をもって充てるものとする。

(任務)

第3条 庁舎管理者、室管理者及び防火責任者の任務は、庁舎の管理に関し、次の各号に掲げるものについて行うものとする。

(1) 庁舎管理者 庁舎の管理に関する事務全般

(2) 室管理者 課等で使用する庁舎、建物、附属施設等の管理に関する事務

(3) 防火責任者 庁舎の火災、盗難等の防止に関する事務

(遵守事項)

第4条 庁舎を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 庁舎内の整とんに努めるとともに、常に清潔を保ち、かつ、丁寧に使用すること。

(2) 庁舎及び室出入り口の施錠並びに鍵の管理を厳格に行うこと。

(3) 火災、盗難等の防止に努めること。

(4) 光熱水費の節減に努めること。

(5) 庁舎の増改築及び模様替は、原則として行わないこと。

(6) 庁舎の修繕の必要を認めた場合は、すみやかに庁舎管理者等に連絡すること。

(7) 消防設備の設置場所及び使用方法並びに非常用電源装置の取扱い要領及び非常用コンセントの位置について熟知しておくこと。

(立入り禁止及び制限)

第5条 庁舎管理者は、次の各号に掲げる者に対しては、庁舎への立入りを禁ずるものとする。

(1) 集団で威力を示して立ち入ろうとする者

(2) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品を携帯する者

(3) 精神障害者、泥酔者等で、公務を妨害し、又は他人に迷惑をかける者

(4) 前各号のほか、庁舎内の秩序を乱すおそれがあると認められる者

2 庁舎管理者は、庁舎において次の各号に掲げる行為をしようとする者に対しては、庁舎管理上支障がない場合に限り、必要な条件を付して立入りを許可することができる。

(1) 多人数での立入り

(2) 寄付金品の募集

(3) 印刷物その他の文書図画の配布又は掲示

- (4) 保険の勧誘又はこれに類する行為
- (5) 物品の販売又は頒布
- (6) その他庁舎の公務外利用

(禁止行為及び退居命令)

第6条 庁舎管理者は、庁舎において公務を妨害し、その他秩序を乱すような行為をした者に対しては、必要により、警告し、又は中止若しくは退去を命ずることができる。

(庁舎警備)

第7条 庁舎管理者は、所要の要員をもって庁舎の警戒警備に当たらせるものとする。

(庁舎の防護計画)

第8条 次の各号に掲げる者は、庁舎及びその付近に火災・ゲリラその他突発事案が発生し、又は予想される場合における庁舎の防護に関し、当該各号に定める事項を内容とする計画をたてておかなければならない。

- (1) 警備部警備課長及び署長 庁舎の防護の方法、職員の招集その他庁舎の防護に関し必要と認める事項
- (2) 総務部装備課長及び署長 けん銃の搬出方法
- (3) 総務部留置管理課長及び署長 被留置者の避難方法
- (4) 各課長及び署長 重要書類等の搬出方法

(修繕の手続)

第9条 県本部の室管理者が、庁舎に修繕の必要を認めた場合は、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に、また、署室管理者が、署庁舎に修繕の必要を認めた場合は、署会計課長に連絡し、それぞれ指示を受けなければならない。

(駐車場の使用手続)

第10条 県本部の室管理者は、公用車両の駐車場所の変更、新規借用、返還又は場所の必要を認めるときは、会計課長に申請しなければならない。

2 会計課長は、前項の申請を受理した場合には、調査の上、その可否について室管理者に通知しなければならない。

3 自家用自動車については、特別の事情がある場合を除き、公用車駐車場を使用してはならない。

(報告)

第11条 県本部の室管理者は、組織改編等に伴い当該室の面積に過不足が生じた場合は、会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 県本部の室管理者及び署庁舎管理者は、自然災害又は故意若しくは過失により庁舎に損傷若しくは著しい汚損を認めた場合は、会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 庁舎管理に関する詳細な事項等については、この訓令に定めるもののほか、別に定める。